

職親プロジェクト 本部事務局 代表  
(一社)ヒューマンハーバーそんとく塾 代表理事 副島 勲  
福岡県福岡市中央区渡辺通1丁目10-1  
☎ 092-406-2446

## 2026年度の就労準備等奨励金の改定について

(2026年4月1日より施行)

職親プロジェクト参加企業の皆様におかれましては、日頃より日本財団職親プロジェクトにご理解とご協力を頂いておりますこと、本部事務局としましても感謝申し上げます。皆様のご尽力により2023年より年間の目標であった、職親企業1500社を2026年度内に達成する事ができました。ありがとうございます。2026年度以降は、雇用実績と就労継続率の向上を目指し新たな目標に向かって本部事務局としてサポートをして参りますので、引き続きご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

さて、以前より告知をもうしあげておりました、就労準備等奨励金について、2026年4月1日以降の活用範囲、申請等において改定がなされましたので、以下通知いたします。

### 記

(1)2026年4月1日～2027年2月28日に利用できる就労準備等奨励金対象者

①**成人**:2025年3月31日までに、ハローワークの紹介状をもとに面接等を実施し、内定通知書を対象者に送付された方のみが対象となります。2026年4月1日以降に、新規に内定を出し雇用された方はご利用できません。

②**少年・少女少年**:従来通りご利用いただけます。2026年4月1日以降に内定・雇用に至った方もご利用いただけます。**※雇用後在院証明書の送付が必要です。※紹介状は必須ではありません。**

(2)ご利用いただける物品が限られますので、別紙資料を熟読してください。

(3)仕事フォーラム参加旅費については、就労準備等奨励金のご利用頂けません。別途、仕事フォーラム旅費としてご利用が可能ですが、宿泊費などは特別の事情が無い限り活用できませんので、ご留意ください。

(4)面接旅費、面会旅費についてはご利用頂けません。また、面接旅費において公的支給が無い場合もご利用いただけません。

ご不明な点につきましては、職親本部事務局 (一社)ヒューマンハーバーそんとく塾までお尋ねください。

以上